

台東区地域福祉計画 中間のまとめ（案）

台東区

目次

第1章	計画の基本的な考え方	01
1	計画策定の趣旨	02
2	計画の背景	03
	(1) 地域福祉を取り巻く動向	
	① 「地域共生社会」の実現	
	② 重層的支援体制整備事業	
	③ 成年後見制度利用促進計画	
	(2) 台東区の状況	
	① 総人口の推移	
	② 将来人口推計	
	③ 要支援・要介護認定者数の推移	
	④ 成年後見制度の利用者数の推移	
	⑤ 障害者手帳所持者数の推移	
	⑥ 65歳以上の愛の手帳、身体障害者手帳所持者数の推移	
	⑦ 出生数・合計特殊出生率の推移	
	⑧ 要保護児童数の推移	
	⑨ ひとり親世帯数（母子世帯・父子世帯）の推移	
	⑩ 外国人人口の推移	
	⑪ 生活保護受給者数及び受給世帯数の推移	
	⑫ 生活困窮相談件数の推移	
3	計画の位置付け	14
	(1) 法律上の位置付け	
	(2) 関連計画との関係	
4	計画とSDGsとの関係	15
5	計画の期間	16
6	計画の進行管理	17

7 計画の基本理念と基本方針 18

(1) 基本理念

(2) 基本方針

8 施策体系 20

第2章 施策の展開 22

1 基本方針Ⅰ 適切な支援につなぐ環境づくり 23

施策1 様々な相談に対応する包摂的な支援の仕組みづくり

施策2 多様な主体との連携・協働の推進

施策3 福祉サービスの利用促進

2 基本方針Ⅱ 福祉サービス基盤の充実 33

施策4 福祉を支える人づくりと団体の支援・育成

施策5 新たな視点に基づく福祉サービスの提供

施策6 福祉サービスの質の向上

3 基本方針Ⅲ いきいきと安心して暮らせる地域づくり
..... 41

施策7 つながり支え合う地域づくり

施策8 一人ひとりの生活の安定・自立と尊厳の尊重

参考資料

1 策定委員会名簿

2 庁内検討会名簿

3 策定経過

4 パブリックコメント実施結果

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国は、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、子供、高齢者、障害者等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

また、国は、同年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、複合的な課題や、制度の狭間の問題に対応すべく、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域をともに創っていくとしています。

さらに、平成30年4月に、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、社会福祉法が一部改正され、任意であった市町村地域福祉計画の策定を努力義務化しています。

東京都においては、令和3年12月に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定し、この計画の中で「地域での包括的な支援体制づくり」、「誰もが安心して地域で暮らせる社会を支える」、「地域福祉を支える基盤を強化する」という3つのテーマを掲げ、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

一方で、台東区においても、少子高齢化や核家族化の進行、地域住民相互のつながりの希薄化等により、80歳代の親が働いていない独身の50歳代の子の生活を支える「8050問題」や、ひとりの人や一つの家族が同時期に介護や育児等に対応する「ダブルケア」、子供が家事や家族の世話等を日常的に行っている「ヤングケアラー」等、課題が複合的に重なる事例が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面でのコミュニケーションを基本とする地域の福祉活動が大きく影響を受けるなど、新たな課題も生じており、こうした課題に行政だけで対応していくことは難しくなっています。

このような状況の中、区民の誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、「地域共生社会」に向けた取り組みを一層推進していく必要があります。

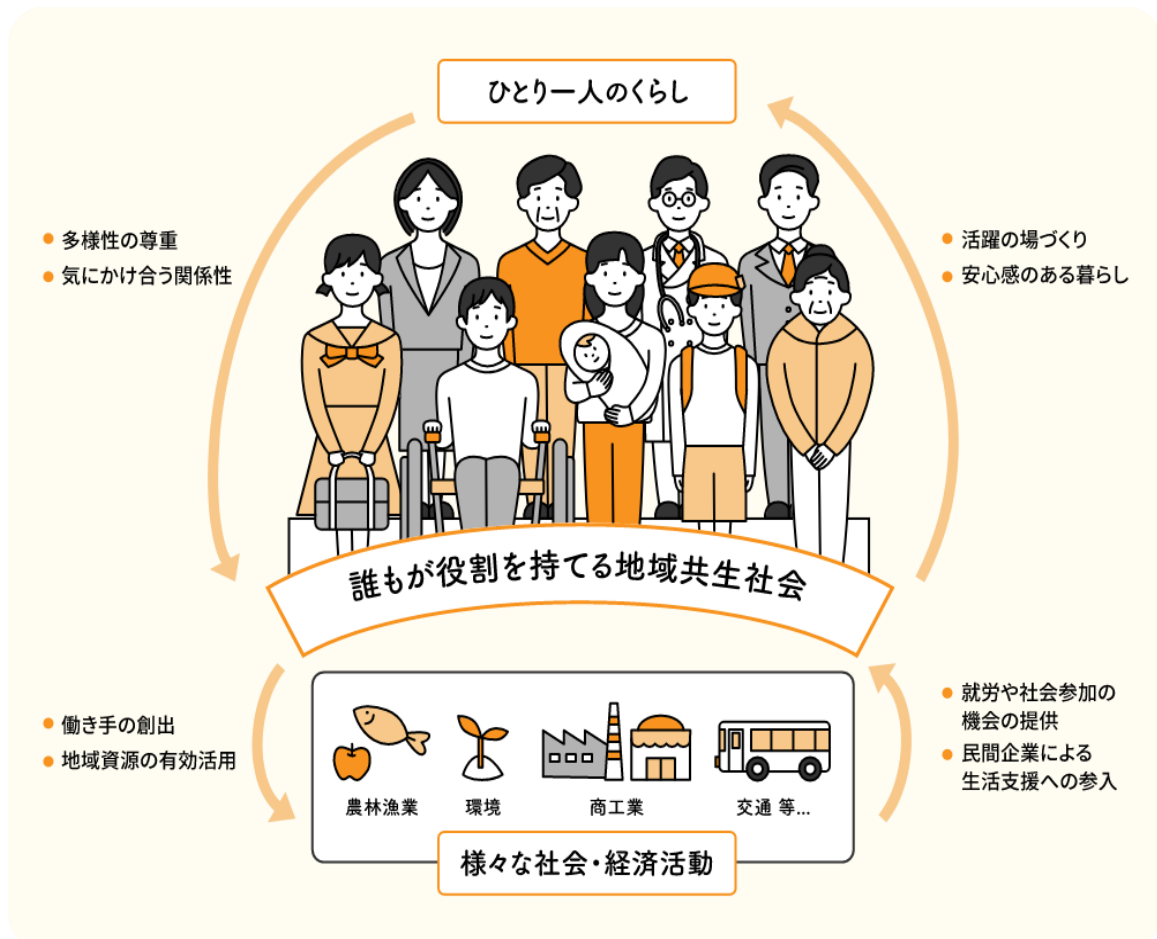
区は、「地域共生社会」の実現に向けて、区民や区、社会福祉協議会、事業者、NPO法人、ボランティア団体等、多様な主体が連携・協働して地域福祉を推進していくための施策等を示す「地域福祉計画」を策定します。

2 計画の背景

(1) 地域福祉を取り巻く動向

① 「地域共生社会」の実現

「地域共生社会」は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、高齢者・障害者・子供などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる社会とされています。地域共生社会においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていくことをめざしています。



資料：厚生労働省資料より抜粋

② 重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向け、社会福祉法第106条の3には、すべての区市町村に対して、地域住民及び支援に関わる関係者間による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることが規定されています。

国は、令和3年4月に、包括的な支援体制を構築するための一つの手法として、「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

この事業は、以下のアからオのように社会福祉法第106条の4第2項に規定されており、包括的な支援体制の整備を具体化し、重層的なセーフティネットを構築することとされています。

ア 包括的相談支援事業

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

イ 参加支援事業

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

ウ 地域づくり事業

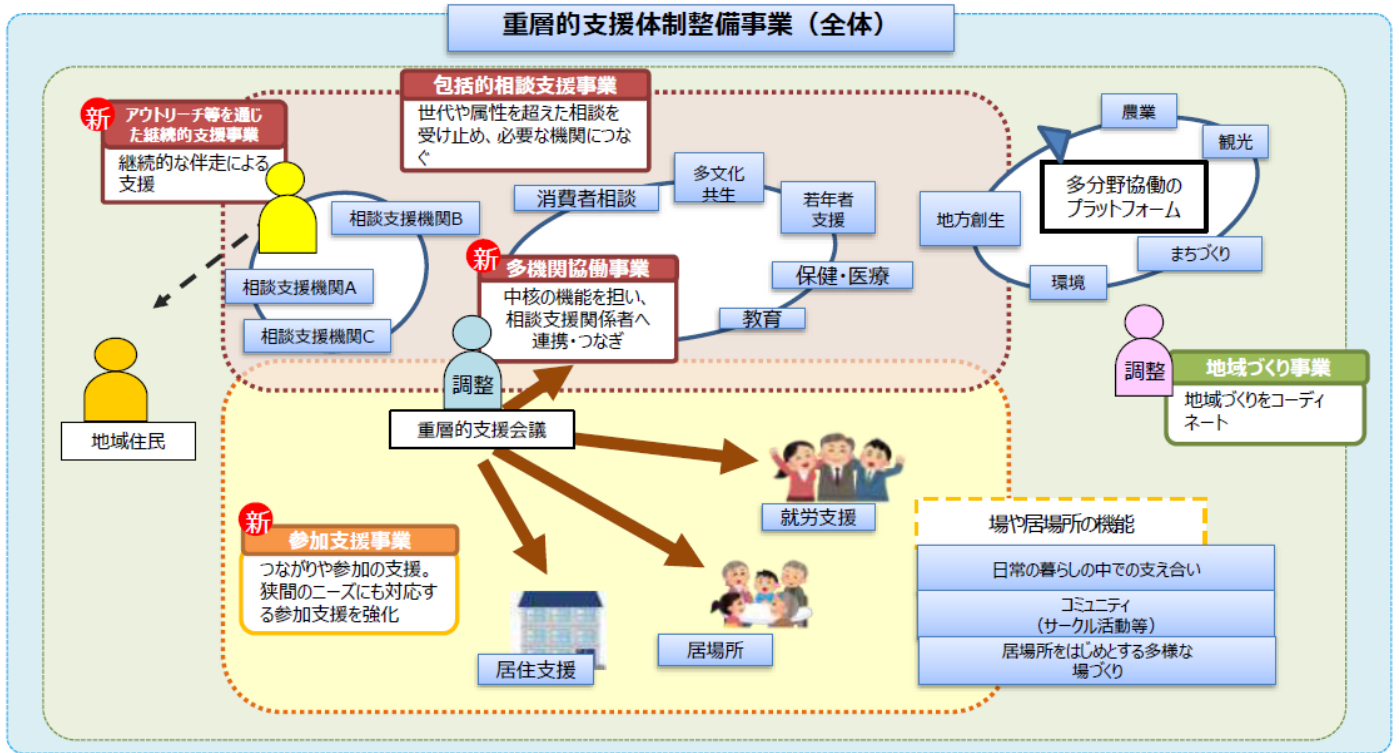
- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

エ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・支援が届いていない人に支援を届ける
- ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

オ 多機関協働事業

- ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・支援関係機関の役割分担を図る



資料：厚生労働省資料より抜粋

③ 成年後見制度利用促進基本計画

国は、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進するとしており、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定しています。

自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的障害により判断能力に課題を抱える方の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

また、その利用促進の取り組みとして、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきとされており、このネットワークと他の様々な支援ネットワークが連動しながら、地域における重層的な支援体制をつくっていくことで、地域共生社会の実現に資するとしています。

市町村はこの計画を勘案して、市町村計画を策定するよう努めることとなっています。

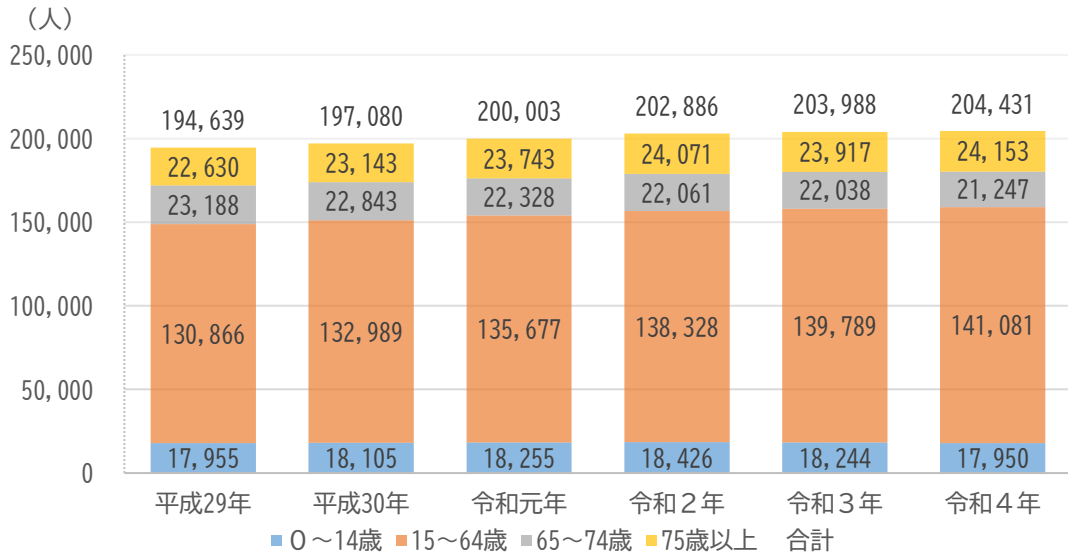


出典：厚生労働省第二期成年後見制度利用促進基本計画

(2) 台東区の状況

① 総人口の推移

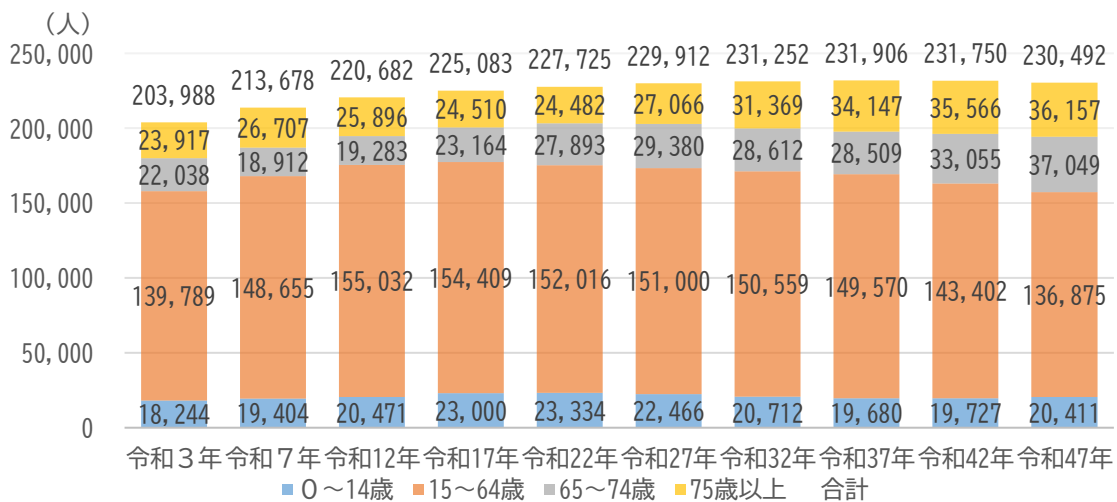
台東区の人口は令和4年4月1日現在（2022年）で204,431人となっており、増加傾向にあります。



< 出典 > 台東区住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 将来人口推計

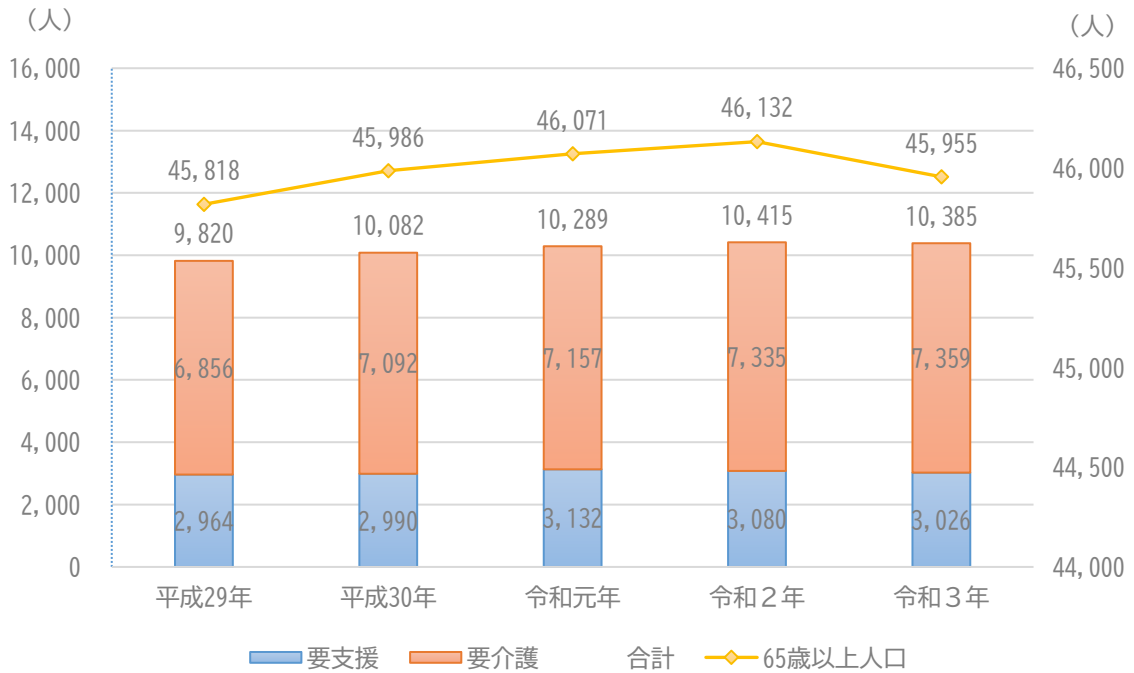
令和37年までは、総人口は増加する見込みとなっています。内訳をみると、年少人口は令和22年にピークを迎えます。生産年齢人口は令和12年にピークを迎え、その後緩やかに減少します。老年人口（65歳以上）は令和17年以降増加し続け、令和47年には73,206人になります。



< 出典 > 台東区の将来人口推計（各年4月1日現在の推計値）

③ 要支援・要介護認定者数の推移

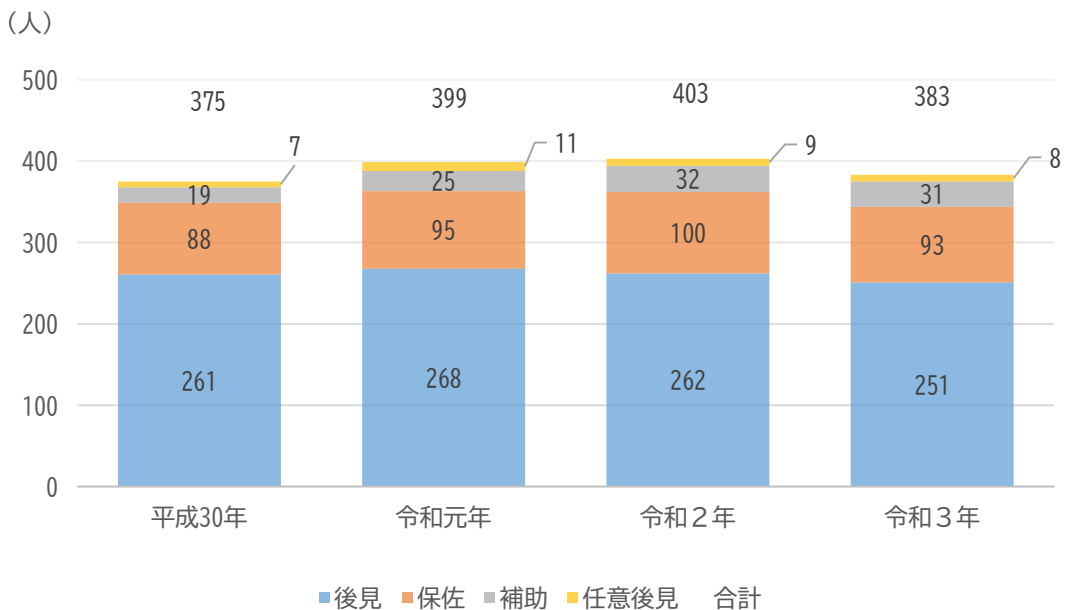
要支援者及び要介護者数の合計は平成30年から1万人を超えています。



令和3年度実績 台東区の介護保険

④ 成年後見制度の利用者数の推移

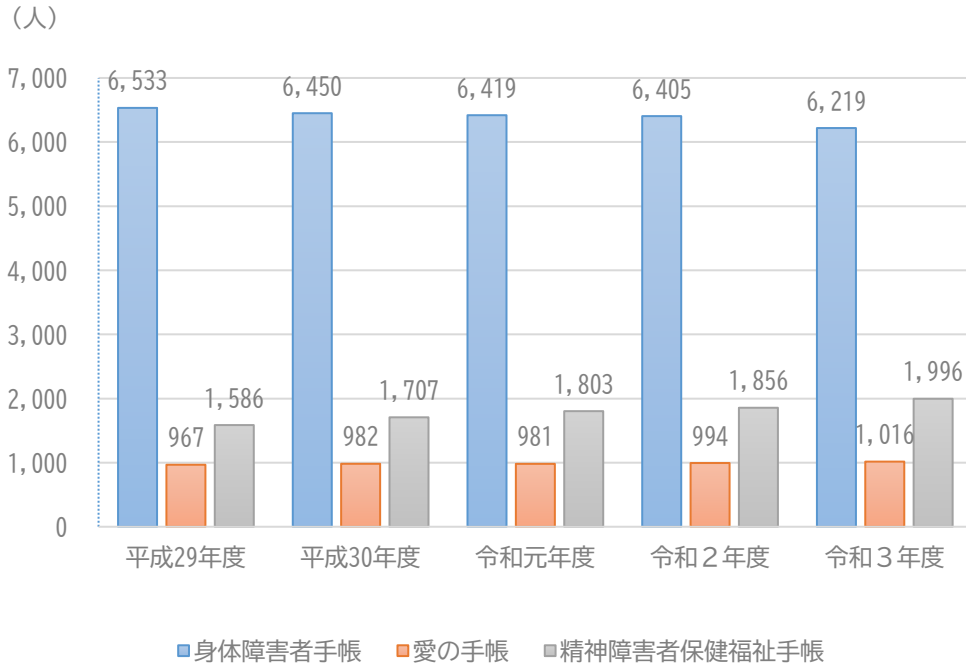
令和3年の成年後見制度の利用者数は383人となっており、全ての後見人等で減少がみられます。



< 参考 > 令和3年 区市町村別成年後見制度の利用数 (東京都) (各年12月31日現在)

⑤ 障害者手帳所持者数の推移

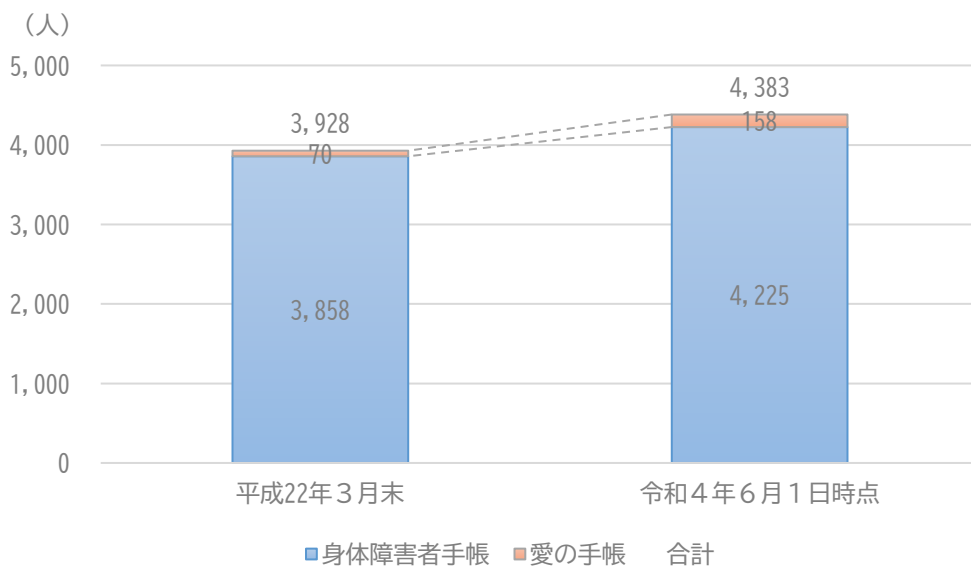
身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあるが、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。



< 出典 > 台東区調べ

⑥ 65歳以上の愛の手帳、身体障害者手帳所持者数の推移

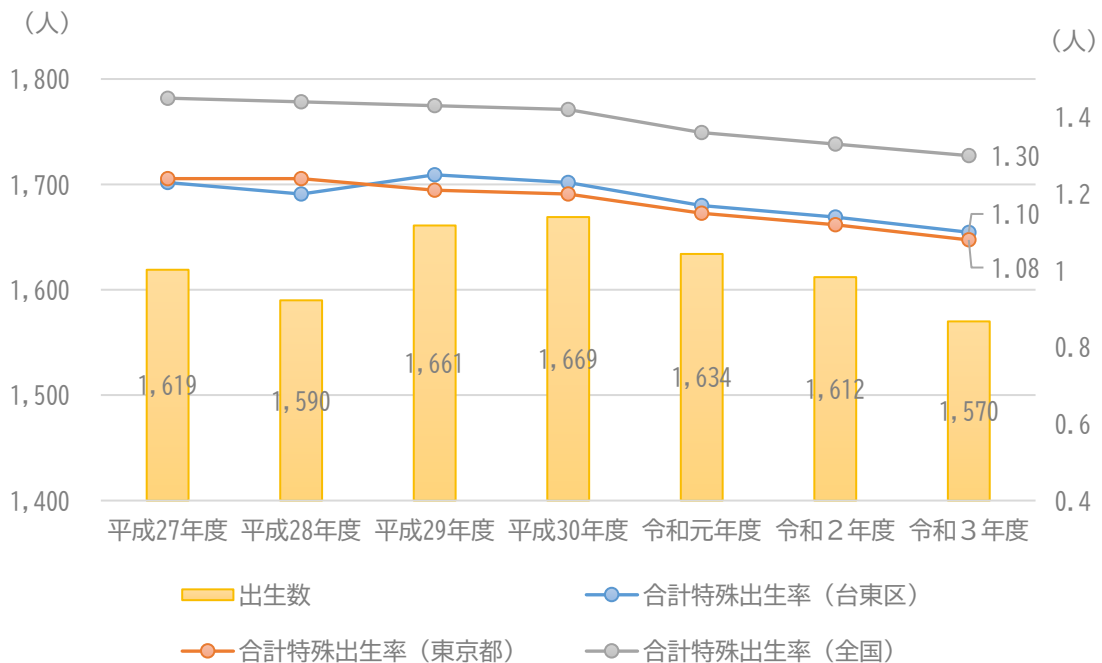
令和4年6月1日時点で愛の手帳及び身体障害者手帳の所持者数は4,383人となっており、平成22年3月末時点と比較して455人増加しています。



< 出典 > 台東区調べ

⑦ 出生数・合計特殊出生率の推移

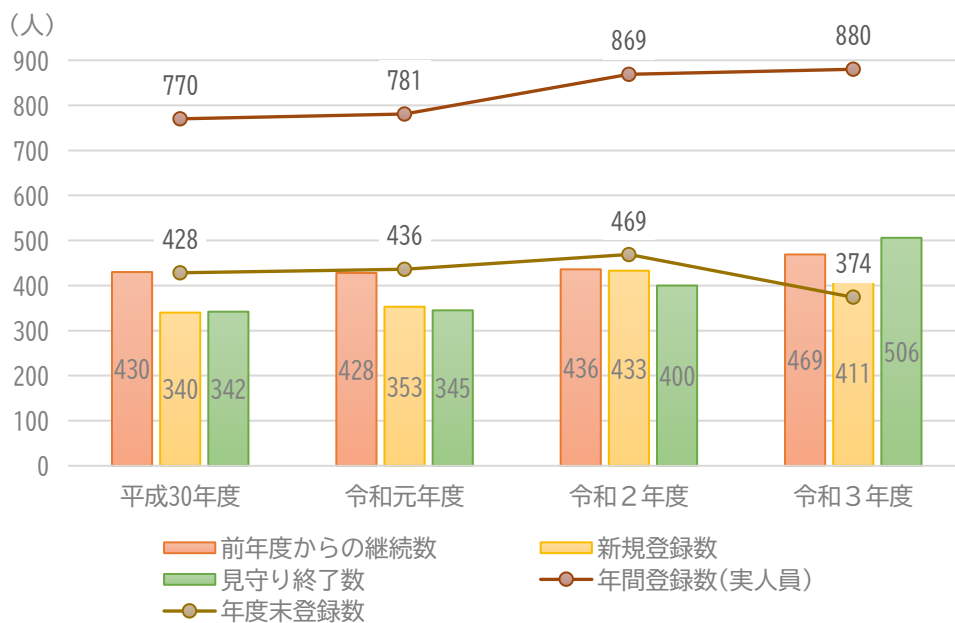
区の出生数は1,600人前後を推移しており、ほぼ横ばいの状態となっています。合計特殊出生率は全国平均を下回っています。



< 出典 > 保健所事業概要 令和4年度版

⑧ 要保護児童数の推移

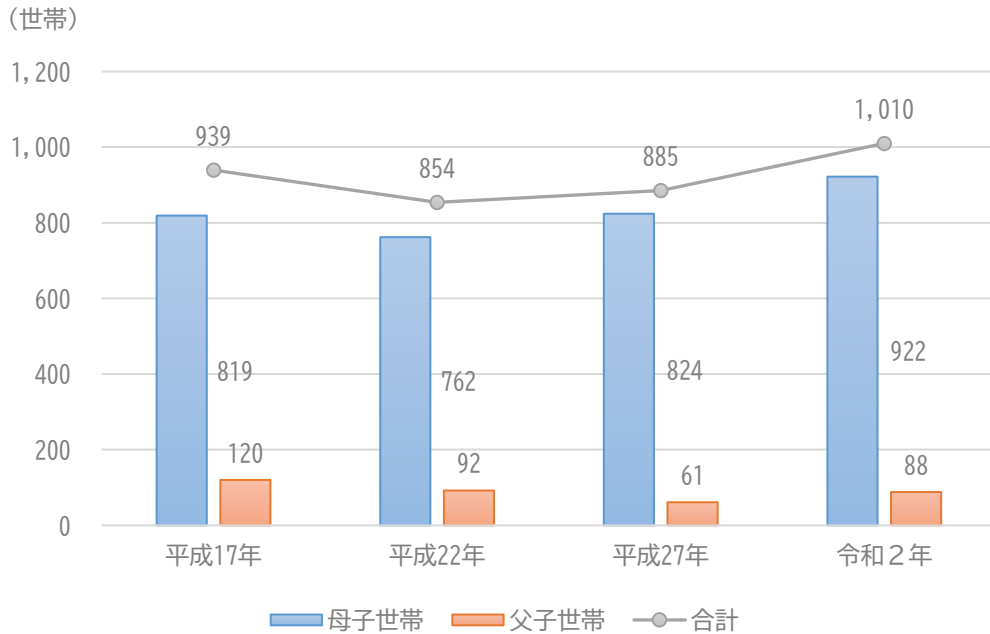
令和3年度の要保護児童の年間登録数は880人と増加傾向となっている。



< 出典 > 台東区調べ (各年度3月31日現在)

⑨ ひとり親世帯数（母子世帯・父子世帯）の推移

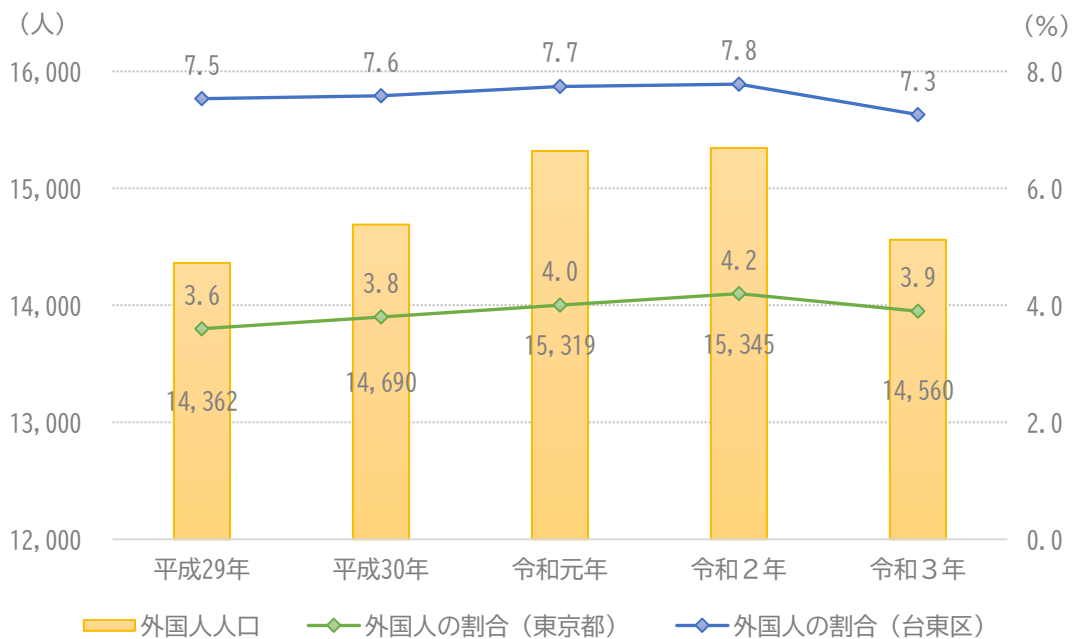
ひとり親世帯は平成22年以降増加傾向にあります。令和2年は1,010世帯となり、平成27年に比べ125世帯増加しています。



< 出典 > 令和2年国勢調査（各年10月1日現在の調査値）

⑩ 外国人人口の推移

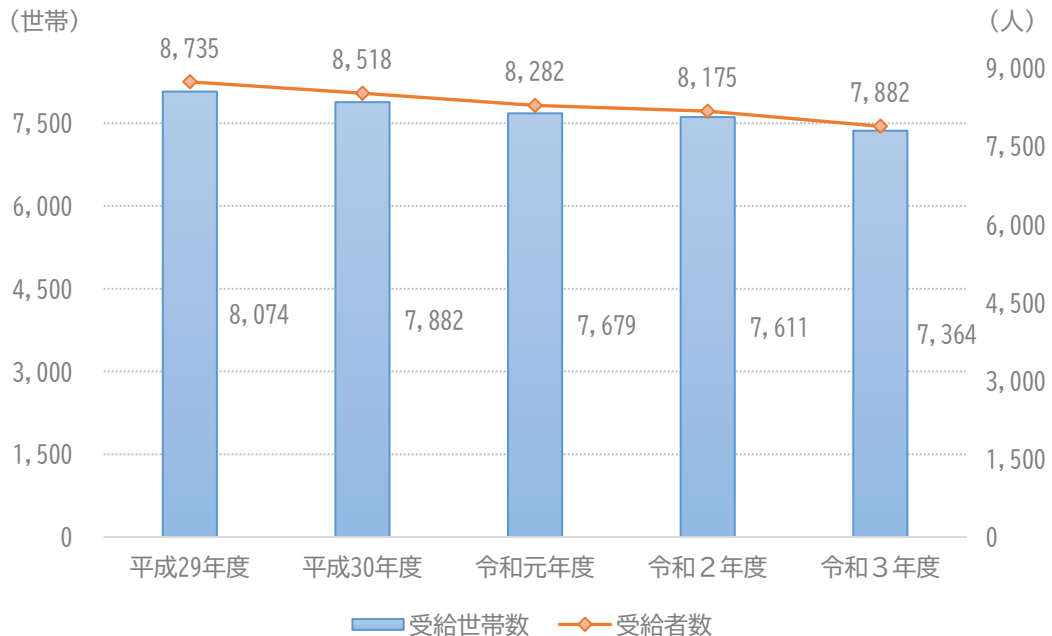
令和2年までは、増加していましたが、令和3年は減少に転じています。外国人の割合は7%台で推移しており、東京都全体より高くなっています。



< 出典 > 台東区多文化共生推進プラン（各年1月1日現在）

⑪ 生活保護受給者数及び受給世帯数の推移

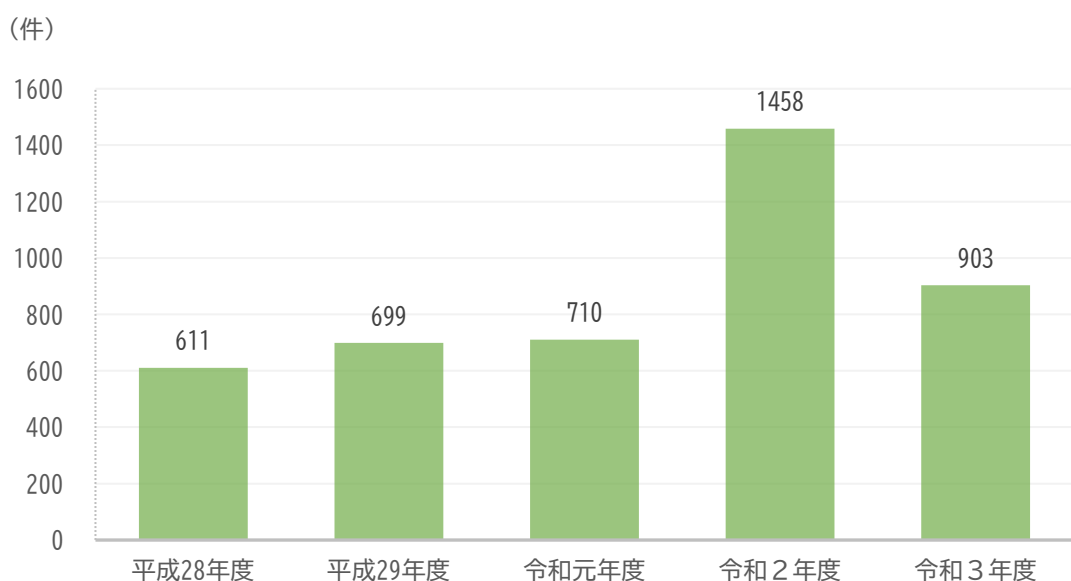
令和3年度末時点での保護受給世帯は7,364世帯、受給者数は7,882人となり、減少傾向にあります。



< 出典 > 台東区行政資料集 令和4年度版

⑫ 生活困窮相談件数の推移

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症や住居確保給付金の支給要件緩和の影響により、相談件数が一時的に増加しています。



< 出典 > 台東区行政資料集 令和4年度版

3 計画の位置付け

(1) 法律上の位置付け

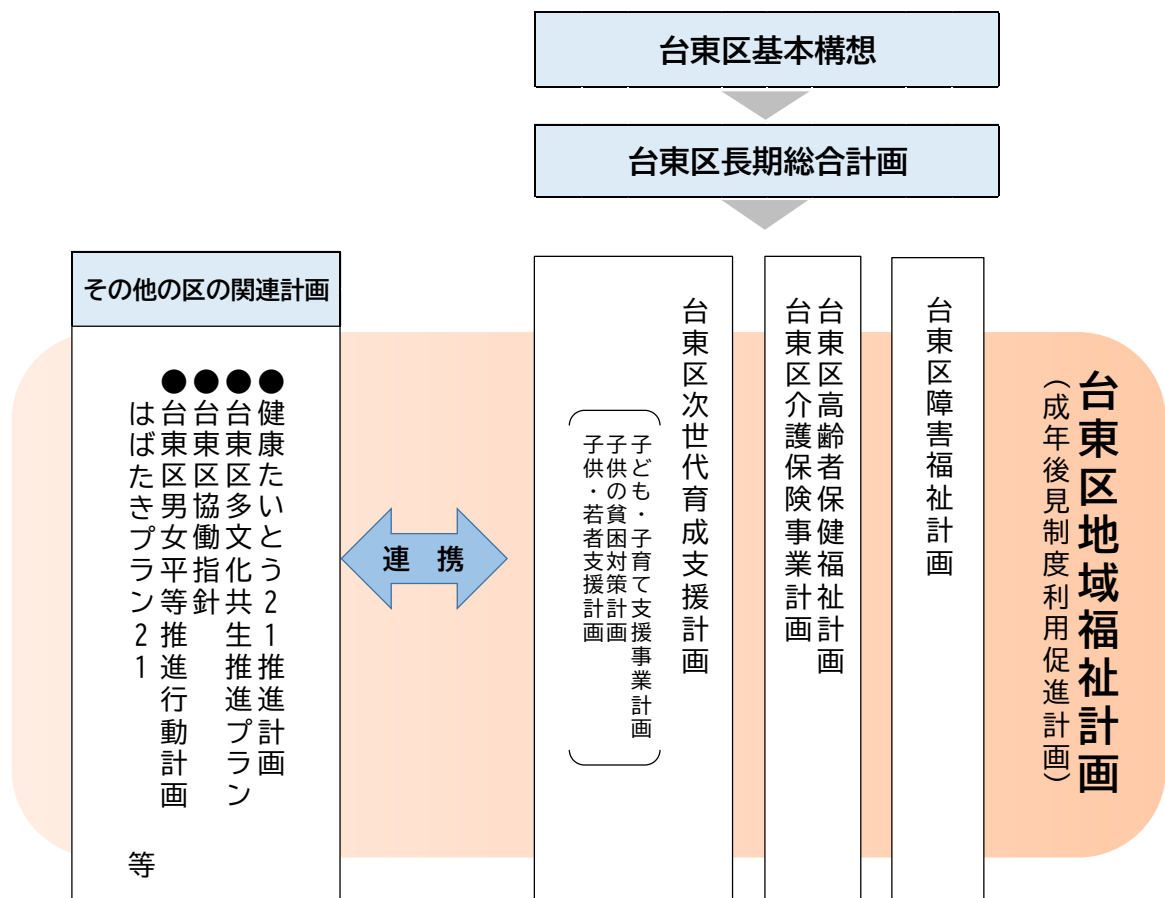
本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、福祉分野の個別計画を包摂し、地域福祉を推進するための基本指針となるものです。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含します。

(2) 関連計画との関係

区政運営を総合的かつ計画的に行うための最も基本的な方針である「台東区基本構想」、それを実現するために施策の方向と目標、その手段を示す長期的指針である「台東区長期総合計画」の下に位置付け、高齢者、障害者、子育ての各福祉分野に共通する基本的な考え方を示す計画として位置付けます。

また、その他の個別計画とも整合性を図ります。



4 計画とSDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標 エスディージーズ）は、平成27年9月に国連で採択された令和12年（2030年）までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す17の国際目標です。国は平成28年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。

本計画においても、世界共通の目標であるSDGsを踏まえつつ、施策を推進します。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性の能力強化を行う。		14. 海の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	6. 安全な水とトイレを世界的に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		16. 平和と公正をすべての人に 平和と包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の安全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用を促進する。		17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のために実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業の促進及びイノベーションの促進を図る。		カラーホイール 17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン

5 計画の期間

地域福祉計画は、高齢、障害、子育てなどの分野別の個別計画を包摂し、地域福祉を推進していくための方針を定める計画であることから、計画期間は、令和5年度から令和11年度までの7年間とする。

<関係する主な計画の計画期間>

計 画	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
台東区長期総合計画	→						
台東区地域福祉計画	令和5年度～11年度（計画期間7年）						
台東区高齢者保健福祉計画 台東区介護保険事業計画	→	→			→		
台東区障害福祉計画	→	→			→		
台東区次世代育成支援計画	→		→				

6 計画の進行管理

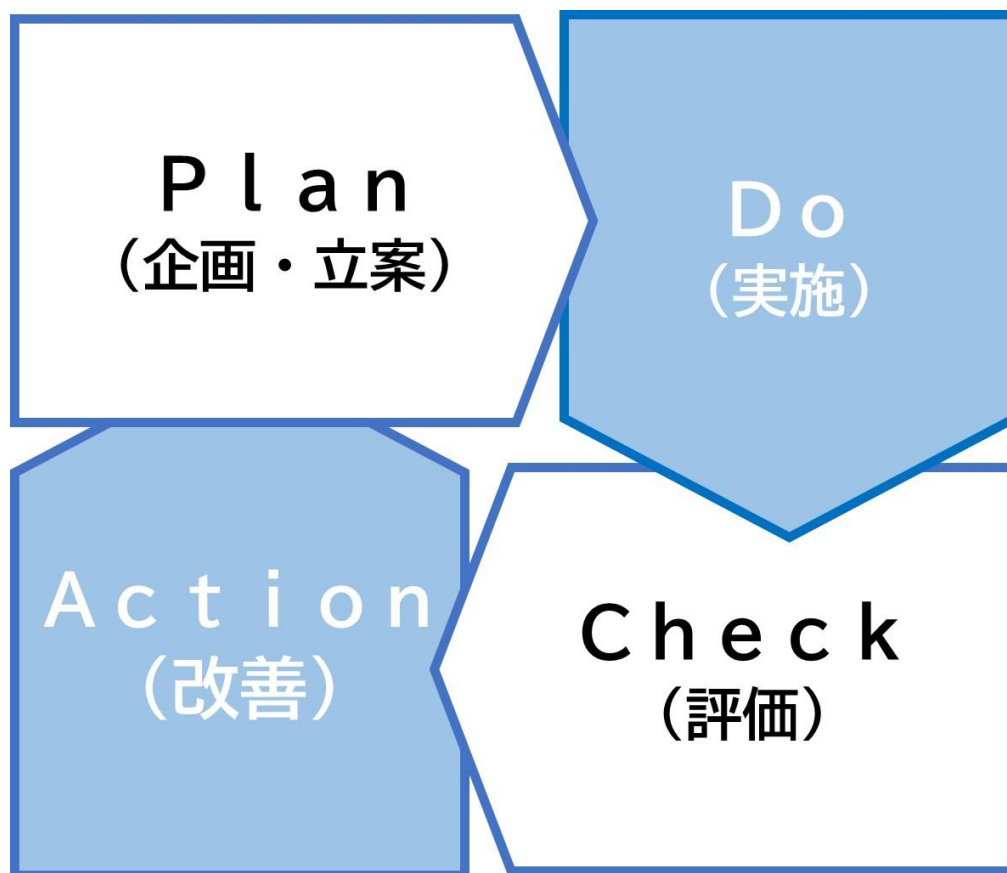
本計画に掲げる施策及び取り組みについては、P D C A※サイクルマネジメントに沿って、施策の点検・評価を定期的実施し、改善を図っていきます。

さらに、社会経済情勢の変化や大規模災害の発生等、新たな課題が生じた場合でも、計画に掲げた取り組みの見直し等、適切な対応を迅速に行い、基本理念の実現に向けた歩みを進めていきます。

※P D C Aサイクルマネジメント

施策や事務事業の企画・立案（P l a n）、実施（D o）、評価（C h e c k）、改善（A c t i o n）のサイクルを継続して行うことにより、施策や事務事業を見直し、その結果を実施方法の改善や予算へ反映させる手法のこと。

< P D C Aサイクルマネジメント >



7 計画の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

本計画で目指す地域の姿を基本理念とし、以下のとおりとします。

誰もがともに支え合い いきいきと自分らしく 安心して暮らせるまち

誰もが互いを思いやり、支え合う地域社会をつくれます。

多様な価値観を尊重し、誰もが様々な場面で生きがいをもって活躍できる地域社会をつくれます。

一人ひとりの権利や尊厳が大切に守られ、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくれます。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向けた、施策のあらましである基本方針を、以下のとおりとします。

基本方針 I

適切な支援につなぐ環境づくり

区民や事業者、地域で活動する様々な団体等、多様な主体との連携・協働や、区の対応力の向上等により、既存の公的な制度や仕組みを活かしながら、複合的な課題に対応できる環境づくりに取り組みます。

基本方針 II

福祉サービス基盤の充実

福祉を支える人づくりや、活動を行う団体の育成・支援、サービスの質の向上等により、サービス基盤の充実に取り組みます。

基本方針 III

いきいきと安心して暮らせる地域づくり

支え合い・助け合いの地域づくりを進めるとともに、権利擁護の推進、災害時の要配慮者への支援などにより、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが生きがいをもって安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

8 施策体系

基本理念	基本方針	施 策	
<p>誰もがとともに支え合い いきいきと自分らしく 安心して暮らせるまち</p>	<p>基本方針Ⅰ 適切な支援 につなぐ環 境づくり</p>	<p>施策1</p>	<p>様々な相談に対応する包摂的な支援の仕組みづくり</p>
		<p>施策2</p>	<p>多様な主体との連携・協働の推進</p>
		<p>施策3</p>	<p>福祉サービスの利用促進</p>
	<p>基本方針Ⅱ 福祉サービ ス基盤の充 実</p>	<p>施策4</p>	<p>福祉を支える人づくりと団体の支援・育成</p>
		<p>施策5</p>	<p>新たな視点に基づく福祉サービスの提供</p>
		<p>施策6</p>	<p>福祉サービスの質の向上</p>
	<p>基本方針Ⅲ いきいきと 安心して暮 らせる地域 づくり</p>	<p>施策7</p>	<p>つながり支え合う地域づくり</p>
		<p>施策8</p>	<p>一人ひとりの生活の安定・自立と尊厳の尊重</p>

施策 番号	主な取り組み
1	<ul style="list-style-type: none"> ① 包摂的な支援の仕組みづくり ② 区の対応力の向上 ③ 区役所へのコミュニティソーシャルワーカーの配置検討
2	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な主体同士の連携・協働の促進 ② NPO法人やボランティア団体等との協働の促進
3	<ul style="list-style-type: none"> ① 相談窓口の充実 ② 区職員や専門職等の資質向上 ③ アウトリーチ活動による福祉サービスの利用促進 ④ 誰にも分かりやすい情報発信 ⑤ 情報格差の解消
4	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉を支える担い手の確保・育成 ② 地域福祉活動を行う団体への支援 ③ 民生委員・児童委員活動への支援充実 ④ 社会福祉協議会の体制充実 ⑤ 地域福祉活動計画の策定支援
5	<ul style="list-style-type: none"> ① 共生型サービスの提供 ② ライフステージ・発達段階に応じた新たな相談支援拠点の整備 ③ 新たな福祉サービス創出への支援
6	<ul style="list-style-type: none"> ① 人材の育成支援 ② サービス事業所への指導検査の実施 ③ 福祉サービス第三者評価の受審 ④ サービスに関する意見等の受付窓口の周知
7	<ul style="list-style-type: none"> ① 支え合いの仕組みづくり ② 学びと活動の場づくり ③ 災害時の要配慮者を支える体制づくり ④ 相互理解の促進
8	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活に困窮する方への支援 ② 虐待防止対策 ③ 成年後見制度利用の促進

第 2 章

施策の展開

基本
方針



適切な支援につなぐ
環境づくり

施策1 様々な相談に対応する包摂的な支援の仕組みづくり

現況と課題

少子高齢化や核家族化の進行、住民相互のつながりの希薄化などにより、8050問題^{※1}やダブルケア^{※2}、ヤングケアラー^{※3}など、既存の年齢や状況別の公的な制度や分野を超えた複合的な課題が増えています。

令和4年度に区が実施した「地域福祉計画策定のための専門職アンケート調査」においても、8050問題やひきこもり等、複合的な課題の事例が報告されています。

複合的な課題のある方は、社会的な支援や公的なサービスに結びつきにくく、また結びついたとしても、一部の課題解決にとどまることがあります。

このような課題を行政のみで解決することは難しいため、区民や事業者、ボランティア団体等との連携を充実させ、個別の状況に応じた包摂的なサービス提供が必要です。

主な取り組み

公的な制度や仕組みを活かしながら、複合的な課題に対応していくために、社会福祉協議会など関係機関との連携を充実させ、包摂的な支援の仕組みづくりを推進します。

また、仕組みづくりに向け「重層的支援体制整備事業」^{※4}の活用を検討や、区役所の対応力を充実します。

①包摂的な支援の仕組みづくり

様々な課題に対応していくために、社会福祉協議会をはじめ、区民、NPO法人、ボランティア団体、福祉サービス提供事業者などの関係機関と連携・協働し、支援が必要な人を包み込むように解決を目指す、支援の仕組みづくりを推進します。

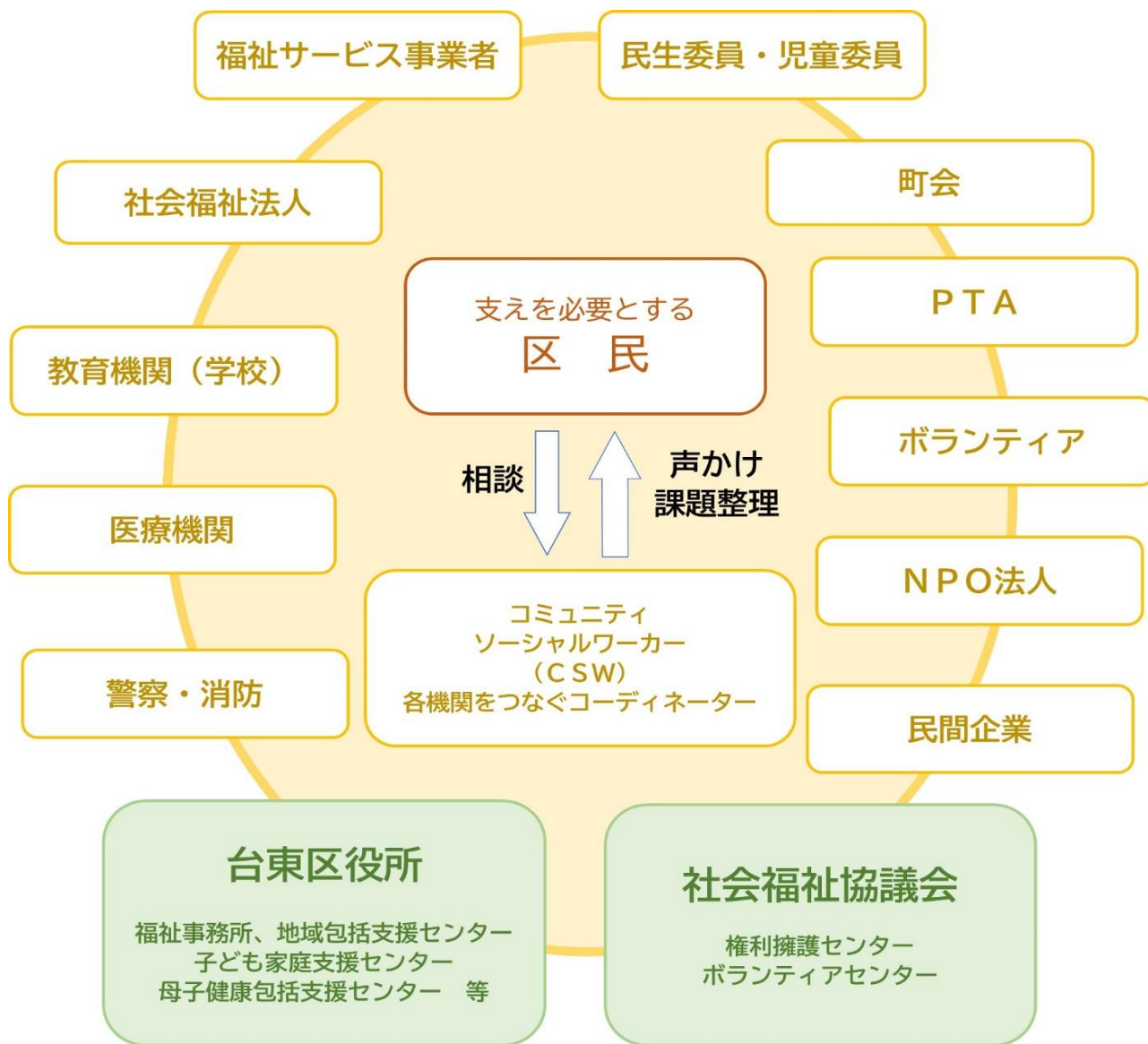
②区の対応力の向上

様々な相談を受け、支援に係る総合的な調整を担う体制の充実を検討します。
また、区役所の関係課の横断的な連携を一層推進します。

③区役所へのコミュニティソーシャルワーカーの配置検討

公的なサービスだけでは解決できない課題等に、関係機関等とともに対応するため、社会福祉協議会の社会福祉士をコミュニティソーシャルワーカー^{※5}（CSW）として、区役所への配置を検討します。

包摂的な支援体制のイメージ



※1 8050問題（出典：厚生労働省ホームページより）

高齢の親が就労していない独身の子の生活を支える社会問題のこと。社会的に孤立しがちで、親の年金に依存する等の状況に陥り、経済的困窮などの要因となっている。

※2 ダブルケア（出典：厚生労働省ホームページより）

ひとりの人や一つの家族が同時期に介護や育児など、複数の要支援者に対応すること。被介護者は祖父母とは限らず、障害等の事情のある子や配偶者等、様々なケースがある。

※3 ヤングケアラー（出典：厚生労働省ホームページより）

一般に、大人や社会的なサービスが担うことが想定される家事や家族の世話などを日常的に行う子供や若者のことで、学業や就職、友人関係に大きな影響を及ぼす可能性がある。

※4 重層的支援体制整備事業（出典：厚生労働省ホームページより）

区全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。

※5 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

住民のニーズや地域のニーズを把握し、ネットワークを構築して支援が必要な人を行政や専門機関に適切につなぐ役割を担う人材のこと。

施策2 多様な主体との連携・協働の推進

現況と課題

区では、地域福祉活動に取り組む団体や企業、区民などを支援するための窓口として「台東ボランティア・地域活動サポートセンター」の運営や、区と協働で取り組む事業を募集する「協働事業提案制度」など、地域の課題解決に取り組む協働を推進しています。

令和3年度「台東区民の意識調査」では、「地域活動に現在参加している区民」と「今後参加したい区民の割合」は合わせて30.2%となっています。

また、区とNPO法人をはじめとする地域団体等との協働事業数は、令和元年度まで100件以上で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止が相次いだことにより、令和3年度は73件となっています。

区民の福祉ニーズは多様化しており、行政と多様な主体が力を合わせた取り組みの充実がさらに必要となっています。

■ 主な取り組み

区民の様々な課題に対応していくために、区民や町会、民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉法人やNPO法人、地域のサービス提供事業所など、多様な主体の連携・協働を推進します。

①多様な主体同士の連携・協働の促進

社会福祉協議会を中心とした社会福祉法人の法人間連携や、区民や町会、NPO法人、ボランティア団体、企業など、地域の主体同士の連携・協働を促進します。

また、それぞれの強みを活かすための仕組みづくりについて検討し、地域の課題解決を図っていきます。

②NPO法人やボランティア団体等との協働の促進

区民等の協働意識の醸成を図るための講座開催のほか、区と協働で取り組む事業の提案募集や、社会貢献活動を行う団体等の支援により、区と多様な主体との協働を促進します。

施策3 福祉サービスの利用促進

現況と課題

区では、何らかの支えを必要としている区民を、福祉サービスに結びつけていくために、区役所の窓口等で様々な相談に対応するとともに、電話相談やLINE等のSNSを活用する等、多様な媒体・手段を活用した相談機会の確保を図っています。

また、近年では、相談内容が多様化・複雑化しており、職員の対応能力向上を図るため、相談業務を担う職員の人材育成等に取り組んでいます。

一方で、誰もが必要な情報を容易に入手し、利用できる環境づくりをさらに充実させていくことも課題となっており、多様な媒体を活用した情報提供とともに、情報格差^{※1}の解消などにも取り組んでいく必要があります。

区では、広報誌のほか、ホームページ、SNS等の多様な手段を活用するとともに、やさしい日本語^{※2}や多言語対応等による、誰にも分かりやすい情報発信を行っています。

また、令和2年4月に「東京都台東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」を施行し、手話言語の普及啓発や遠隔手話通訳サービス等、意思疎通のための手段の確保に向けた取り組みを推進しています。

主な取り組み

支援を必要とする方に情報を届け、適切な支援につなげられるよう、相談窓口の充実を図ります。また、支援にあたって各種制度に係る幅広い知識やコミュニケーション能力の向上等、区職員・専門職等の資質向上や関係機関と連携したアウトリーチ活動を推進します。さらに、多様な媒体を通じた誰にも分かりやすい情報発信や、情報格差の解消に取り組みます。

①相談窓口の充実

多様な媒体・手段を用いた相談機会の確保や、寄せられた相談の背景、要因を掘り下げて、必要な支援に結びつける窓口の設置等に取り組みます。

②区職員や専門職等の資質向上

支援を必要とする方を、適切な福祉サービスにつなげられるよう、区職員や関係機関の相談員、民生委員・児童委員等、台東区の福祉サービスに関わるすべての人を対象に、ニーズを把握する力の向上や、様々な支援やサービスへの理解を深めるための取り組みを推進します。

③アウトリーチ活動による福祉サービスの利用促進

支援を必要とする方を早期に把握し、適切な支援につながるよう、区職員や民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーター等、関係機関と連携したアウトリーチ活動による支援を推進します。

④誰にも分かりやすい情報発信

広報誌や区ホームページのほか、SNSの活用など、多様な媒体を活用して情報を発信します。また、やさしい日本語や多言語の活用、障害特性に配慮した情報提供手段の充実など、いわゆる情報弱者に配慮した分かりやすい情報発信を推進します。

⑤情報格差の解消

区民の情報格差の解消に向けて、ICTリテラシー^{※3}の向上を図るための取り組みを推進します。

※1 情報格差（出典：総務省ホームページ）

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる方と利用できない方との間に生じる格差のことです。

※2 やさしい日本語（出典：台東区多文化共生推進プラン）

やさしい日本語とは、長い文章を短くし、簡単な言葉に言い換える等、いろいろな工夫をすることで、外国人にも分かり易くした日本語のことです。

※3 ICTリテラシー（出典：総務省ホームページ）

単なるICTの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念のことです。

基本
方針 II

福祉サービス基盤の充実

施策4 福祉を支える人づくりと団体の支援・育成

現況と課題

台東区には介護や福祉の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体の職員など、様々な形で福祉に携わる人材がいます。また、生活に困窮する家庭の子供に対する学習支援や子供食堂、生きづらさを感じる若者への支援等、様々な福祉活動が、社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア団体等によって行われています。

区では、福祉サービスを担う人材の確保・育成・定着を図るため、介護職等就職フェアの開催や、専門力向上を図るための研修等を実施しています。また、中間支援組織「台東ボランティア・地域活動サポートセンター」の運営や、介護支援ボランティアポイント事業等を通じた福祉ボランティアの育成、民生委員・児童委員活動への支援など、地域に密着した福祉活動の活性化を推進しています。

何らかの支えを必要とする人への、行政・民間の福祉サービスや福祉活動を充実させていくことが、ますます重要となっています。区民の福祉サービス需要に対応するため、引き続き、担い手の確保・育成を図っていく必要があります。

併せて、福祉活動を担うNPO法人やボランティア団体等の人材不足等も課題となっており、こうした団体が安定的・継続的に活動できるよう支援していく必要があります。

■ 主な取り組み

地域福祉を支える担い手の確保・育成や、NPO法人やボランティア団体など、地域福祉活動を行う団体の支援に取り組みます。また、社会福祉協議会の体制充実や、民生委員・児童委員活動の支援等により、重層的な支援体制のさらなる充実を図ります。

①地域福祉を支える担い手の確保・育成

福祉サービスを支える専門的な知識・技能を有する人材の確保・育成を図ります。また、台東ボランティアセンターを中心に、ボランティアの育成や活動の活性化を図ります。

②地域福祉活動を行う団体への支援

NPO法人やボランティア団体等、地域福祉に取り組む団体の設立や、団体の安定的・持続的な活動への支援を図ります。

③民生委員・児童委員活動への支援充実

民生委員・児童委員活動に対する区民の理解を促進します。また、委員活動の充実のための取り組みを推進します。

④社会福祉協議会の体制充実

地域福祉の中核として、複合的な課題に対応していくために、行政との連携や、様々な関係機関との連携等に取り組むコーディネーター等、社会福祉協議会の体制充実を支援します。

⑤地域福祉活動計画の策定支援

社会福祉協議会による、本計画の取り組みの具体化を図る「地域福祉活動計画」の策定を支援します。

施策5 新たな視点に基づく福祉サービスの提供

現況と課題

平成30年より、国は、事業所が障害福祉サービスと介護保険サービスの双方を提供することができる共生型サービスを創設しました。

台東区における障害のある65歳以上の高齢者は、令和3年6月末時点では4,383人で、障害のある方の高齢化が進んでおり、特性に応じた支援の充実とともに、高齢福祉と障害福祉施策の連携が重要な課題となっています。

また、出産や育児に不安を感じている妊産婦や、悩み・生きづらさを感じる方々と、その家族等に対する相談・支援機能の充実に加え、日常生活の困りごとや不便に感じていることへの対応等、様々な支援ニーズへの対応も求められています。

このようなニーズに対応するため、既存の公的な支援制度や多様な主体による福祉サービスを適切に組み合わせて提供していくとともに、新たなサービスの創出も必要です。

■ 主な取り組み

障害者の高齢化に対応した共生型サービスの提供や、新たな機能を有する相談支援拠点の整備のほか、新たな福祉サービス創出への支援に取り組みます。

①共生型サービスの提供

令和6年度開設予定の（仮称）竜泉二丁目福祉施設特別養護老人ホームにおいて、介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に提供します。

②ライフステージ・発達段階に応じた新たな相談支援拠点の整備

令和10年度の開設を目指す、（仮称）北上野二丁目福祉施設において、子育てや、子供・若者支援、児童発達支援などの機能により、複合的な課題への対応や、ライフステージ・発達段階に応じた一体的な支援を行う相談支援拠点を整備します。

③新たな福祉サービス創出への支援

複合的な課題や多様化する福祉ニーズを踏まえ、NPO法人やボランティア団体などの新たな福祉サービスの創出に向けた取り組みを支援します。

施策6 福祉サービスの質の向上

現況と課題

区では福祉サービスの質の向上を図るため、サービスを提供する民間事業者や地域福祉活動を担う人材の育成に取り組んでいます。

また、適正なサービスの確保に向けて、認可保育所や介護老人福祉施設、障害者支援施設等における指導検査の実施や第三者評価の受審勧奨を行っています。

さらに、区役所の各窓口や、社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしん台東」において、福祉サービスの利用に関わるトラブルや苦情等の相談に応じています。

令和元年度高齢者実態調査の結果では、「要支援・要介護認定者がケアプランの内容について満足又はほぼ満足」と回答した割合は76.4%、令和3年度台東区民の意識調査の結果では、「保育所が提供するサービスについて肯定的な回答の割合」は82.8%となっています。一方で、介護・障害福祉施設等における、従事者による虐待等の事案が発生しています。

そのため、区民の満足度を高め、安心して様々な福祉サービスを受けられるよう、サービスの質の更なる向上を図っていく必要があります。

■ 主な取り組み

区民が質の高いサービスを受けられる環境づくりとして、保育や介護、障害福祉人材の育成支援のほか、事業所への指導検査の実施、サービス利用に関する区民の意見の受付窓口の運営等に取り組みます。

①人材の育成支援

保育や介護、障害福祉のサービス従事者の質の向上を図るため、その取り組みを行う事業者への支援や、専門力向上を図るための研修等を実施します。また、地域福祉活動に携わる人材の育成に取り組みます。

②サービス事業所への指導検査の実施

区民が質の高いサービスを利用できるよう、区内の事業所を対象に、定期的又は随時、施設の運営状況や会計等の検査を実施し、必要な助言・指導を行います。

③福祉サービス第三者評価の受審

区立の福祉施設においては、評価機関が専門的かつ客観的な立場で、一定の基準に基づきサービスの評価を行う第三者評価を定期的に受審するとともに、民間の事業所による同評価の受審を促すための支援を行います。

④サービスに関する意見等の受付窓口の周知

区役所等で、サービスの利用に関する意見等を受け付け、より良いサービスにつながるよう、苦情・相談内容や必要に応じて、事業所へ改善を促します。さらに、意見等の受付窓口を区公式ホームページ等により周知徹底を図ります。

基本
方針 III

いきいきと安心して
暮らせる地域づくり

施策7 つながり支え合う地域づくり

現況と課題

区では、地域の中で子育てをする「ファミリー・サポート・センター」の運営や、子供に対する学習支援等を行う「子育て地域サポーター」の育成のほか、ひとり暮らしの高齢者等をゆるやかに見守り、日常生活の中で気付いたことを連絡する「見守りサポーター」の養成に取り組んでいます。

令和4年度第1回台東区区政サポーターアンケート調査では、暮らしていくうえで、近所での助け合い・関わり合いについて「必要だと思う」「ある程度必要だと思う」と回答した方が約9割となっています。また、約8割の方が「近所での助け合いとして、したいことやできることがある」と回答しており、その内容として「災害時の助け合い」、「話し相手や声掛け」を挙げています。

安心して暮らしていくために、区民や地域に関わる方々が互いに助け合う社会の実現に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

また、このような地域社会をつくっていくためには、一人ひとりの多様な価値観や意思が尊重されながら、つながりを作っていくことが重要です。

区では人権意識の向上を図るため「人権のつどい」をはじめ、あらゆる機会を通じて人権啓発に取り組んでいます。

しかしながら、依然として、学校のいじめや職場のハラスメント、子供や高齢者、配偶者等への虐待、インターネット上の誹謗中傷、外国人に対する偏見、性的志向・性自認など様々な人権問題が生じています。

令和3年度「台東区民の意識調査」によると、すべての人の人権が「あまり守られていない」、「全然守られていない」と答えた区民の割合は、合わせて33.9%となっており、人権に対する意識をさらに浸透させていくための取り組みを一層推進していく必要があります。

主な取り組み

区民が互いに助け合い、支え合いながら暮らす台東区に向けた仕組みづくり、区民の自主的な活動への支援に取り組みます。

特に、災害時の共助は重要な課題であり、要配慮者を守るための体制づくりを推進します。さらに、多様な区民が互いを尊重し、ともに支え合い、安心して暮らし続けられるよう、区民の相互理解を促進します。

①支え合いの仕組みづくり

生活する上で何らかの配慮が必要な方が、安心して暮らし続けられるよう、支え合いの仕組みづくりを推進します。また、地域のつながりを深め、互いの理解を促進するために、様々な方々が集い、交流できる機会を充実します。

②学びと活動の場づくり

全ての区民の社会参加を促すために、様々な学習の情報や機会を提供します。また、学習の成果を活かすことができるよう、地域での活動に関する情報を収集・提供し、自主的な活動を支援します。

③災害時の要配慮者を支える体制づくり

災害発生時に、地域で安否確認や避難誘導等の支援が円滑にできるよう、自力で避難することが困難な方の名簿を作成し、警察・消防・町会等の関係機関へ提供します。また、特に支援を要する方については、配慮に関する情報を記載した個別支援計画を作成します。

④相互理解の促進

年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、一人ひとりの個性が尊重され、いきいきと生活し、様々な場面で活躍できる地域社会の実現に向け、多文化共生、ジェンダー平等、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりや、心のバリアフリー等を推進します。

施策8 一人ひとりの生活の安定・自立と尊厳の尊重

現況と課題

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法は、生活に困窮し、社会保障制度と生活保護制度の狭間にある方への早期の対応と自立を支援する「第2のセーフティネット」として制度化されました。また、令和4年5月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布され、地方公共団体は、そうした女性への支援のために必要な施策を講ずる責務が明記されました。

区では、経済的あるいは社会的な問題から生活に困窮する方の、個々の状況に応じて住まいの確保や就労を支援するとともに、その子供の学習支援等に取り組んでいます。

心身の障害、失業、家族の介護、DV、虐待、犯罪被害等、生活に困窮する原因は様々であり、複合的に課題を抱えている方もいることから、一人ひとりの生活の安定や自立に向けて、関係機関と連携した支援が重要となっています。

また、子供や高齢者、障害者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送るために、人権尊重の精神の浸透を図ることが不可欠であり、区では、様々な機会を捉えて人権啓発に取り組んでいます。

一方で、子供や高齢者、障害者の虐待事案が発生しており、重大な人権侵害である虐待の防止が課題となっています。

区では、虐待の未然防止、早期発見・対応を図っていますが、近年、増加傾向にある虐待事案への対応を、今後、一層強化していく必要があります。

さらに、尊厳のある暮らしのための重要な手段である成年後見制度について、令和元年度「台東区民の意識調査」の結果では、「内容を知っている人の割合」は高齢者30.4%、障害者20.9%となっています。

区では、社会福祉協議会を成年後見制度の推進機関と位置付け、普及啓発や費用の助成などにより、制度の利用の促進を図っています。

今後、認知症高齢者の増加が想定されており、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの増加が見込まれることから、適切に制度を利用できる環境を整えていくことが必要です。

主な取り組み

区民一人ひとりの生活の安定と自立を確保し、尊厳を持って暮らし続けられるよう、生活や仕事に不安等を感じる区民の支援に取り組みます。

①生活に困窮する方への支援

生活に困窮する方が抱える様々な課題に光を当て、生活の安定・自立へとつなぐために、専門員が広く相談を受け、個々の状況に応じた支援プランを作成します。また、家計、就労、住まいに関する相談、子供の学習支援等、関係機関と連携した包括的な支援に取り組みます。

②虐待等の防止対策

子供、高齢者、障害者等への虐待、早期発見・対応の取り組みを関係機関と連携しながら推進するとともに、虐待防止に関する普及啓発を行います。また、DVの防止に向けた取り組みや被害者への支援に取り組みます。

③成年後見制度利用の促進

法律や福祉の専門職や関係機関の知見を活かし、成年後見制度等の周知を図るとともに、より良い支援が行えるよう、社会福祉協議会を核とした関係機関による協議体を設置します。制度の利用促進に向けたコーディネート等を担う中核機関[※]を設置します。さらに、社会福祉協議会が成年後見人等に就任する法人後見事業や、市民後見人の育成を推進します。

※中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

